

お客様相談室便り 平成19年7月号

行政処分から1年 ~法律は変わり続けています~

7月1日施行 — 東京都消費生活条例(改正) —

消費者意思基準を明確化...消費者の意思を尊重する。

1. 禁止行為の追加

- * 断りの意思を表明した消費者への再勧誘
- * 消費者の知識や財産の状況からみて不適当な勧誘
- * 高齢者等の判断力不足に乘じた勧誘による契約
- * 法令等で決められている事項を表示していない契約書面による勧誘

2. 国の法令では対応できない「重大不適正取引行為」違反に行政処分を下す。

重大不適正取引行為

故意に事実を告げないことや、事実と異なることを告げること。また、威迫して困惑させる行為。

注) 5種類の取引が追加対象

- 1. 衛生設備用品の修繕・改良
- 2. 物品の回収
- 3. 訪問販売や電話勧誘による土地の広告
- 4. 調味料の訪問販売
- 5. タレント・モデルになるために必要な口座の提供

行政処分...1年以内の勧誘又は契約締結を禁止。

3. 命令違反に5万円以下の罰金

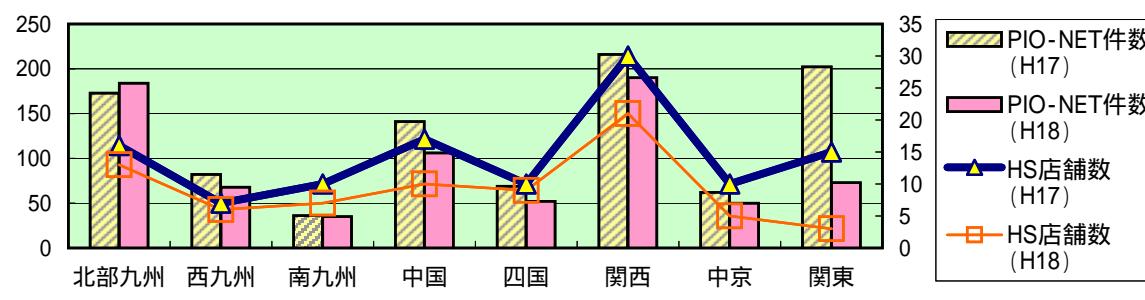


東京都の条例改正は、
地方の条例も変える！

改正予定の法律

法 令	現 在 内 容	改 正 予 定 内 容
特商法	57品目、20サービスのクーリング・オフ対象	適応除外品目以外 全てがクーリング・オフ対象
消費者団体訴訟制度	「消費者契約法」が対象	「特商法」も対象へ
割賦販売法	信販会社には クーリング・オフの適応なし	信販会社にもクーリング・オフ適用

消費生活センター相談件数及びHS店舗数比較 (PIO-NET件数)



PIO-NET減少
の鍵は、
コンプライアンス
の徹底

1店舗あたりの平均PIO-NET件数 -		1店舗平均件数 8.5件
(PIO-NET件数)	(HS店舗数)	
平成17年度 987件	115件	
平成18年度 758件	74件	10.2件

1店舗あたりの
PIO-NET件数が
増加しています